

委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規

(委員会の設置および構成)

1. 本会の運営を円滑にし、本会の行う事業活動を活発にするため、理事会の承認を経て、各種の委員会、研究会等を設置し、また統合・廃止することができる。
2. 委員会は、原則として委員長1名、委員若干名および担当理事をもって構成し、必要に応じて副委員長および委員会顧問をおくことができる。
3. 委員会委員の人数は、原則として10名程度とする。ただし、委員会の性格によって、必ずしもこの人数にこだわる必要はない。

(委員等の委嘱および解任)

4. 委員は、委員会の推薦に基づいて、会長がこれを委嘱する。委員は原則として会員であることとする。
5. 新たに設けられる委員会の場合は、理事会が推薦する委員長候補および若干の委員候補ならびに、それら候補が合意のもとに推薦する委員候補に対し、会長がこれを委嘱する。
6. 委員長は、原則として委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。
7. 委員長が必要と認めるときは、委員会に副委員長若干名をおくことができる。ただし、会誌編集・出版および研修の各委員会には、原則として副委員長をおくものとする。
8. 副委員長は、委員長が委員の中から副委員長候補を推薦し、委員会の合意を経て会長がこれを委嘱する。
9. 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員会顧問をおくことができる。
10. 顧問は、委員長が委員以外(例えば、諮問委員あるいは理事・諮問委員経験者)から推薦し、委員会の合意を経て、会長がこれを委嘱する。
11. 担当理事は、原則として委員長または副委員長を兼務しないものとする。
12. 会長は、委員会から推薦された新委員候補、および必要があれば、その所属長に対し、文書をもって就任の承諾を求めるものとする。
13. 顧問についても、前項と同様とする。
14. 委員長および副委員長については、特に文書による就任の承諾を求めないものとする。
15. 委員および顧問の任を解いた場合には、会長は、委員・委員会顧問および必要があれば、その所属長に対し、文書をもってその旨を通知する。

(委員等の任期)

16. 委員の任期は原則として2年とする。ただし委員会内規で別途規定することができる。
17. 委員が任期中途で交代する場合、新委員の任期は、前委員の残留期間とする。
18. 委員会が活動の目的を達成した場合は、任期満了以前でも、その任を解くことができる。
19. 委員長および副委員長・委員会顧問の任期は原則として2年とする。ただし、重任は妨げない。また、理事会が必要と認められた場合には、任期の途中でも、会長はその任を解くことができる。
20. 委員その他の交代時期は、原則として毎年7月ないし8月とする。

(委員長・副委員長・担当理事および委員会顧問の職務)

21. 委員長は、委員会を統括して、その活動の推進を図るとともに、必要に応じて、委員会を代表して本会の運営・事業活動に参画する。
22. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。
23. 担当理事は、委員会に出席し、担当の委員会の業務に関連する事項に関し、理事会の方針・意向が委員会に反映するよう努めるとともに、委員長の報告に基づき、委員会の活動に関し、適時、理事会に報告・提案するものとする。また、担当する委員会の所管する活動についての、実績や予算について、

その活動が適正に行われるよう指導・助言を行う。

24. 顧問は、特定議題について委員長の諮問に答えるとともに、随時委員会に出席して、関連議事について意見を述べるができる。

(会議)

25. 会議は、原則として毎月1回、または隔月1回、定例的に開催する。ただし、委員会の性格により、必ずしもこれにこだわる必要はない。

(小委員会)

26. 委員長が必要と認めた場合、委員会の下部組織として小委員会、実行委員会等の専門作業グループを設置することができる。
27. 小委員会の委員長および委員は、原則として委員会が推薦し、委員長がこれを委嘱する。ただし、本人より申し出があれば、会長がこれを委嘱することができる。
28. 小委員会の運営は、小委員会委員長が委員会委員長と密接な連携のもとに、これを行うものとする。

(附則)

1. 上記各項は、委員会の運営のうち、特に各委員会に共通する委員の委嘱、任期等を中心にして、標準的なケースとして取りまとめたものである。
2. 従って各委員会において、本内規を参考にして、最も適した運営内規を作成することが望ましい。
(別紙“委員会運営内規の標準的構成”参照のこと)
ただし、特に指定のない場合は、この内規によるものとする。
3. 本内規は昭和 57 年 2 月 26 日の理事会において確認されたものである。
なお、「委員会および委員について(昭和 50 年 6 月 6 日 理事会承認)」は、同日付で廃止する。
4. 1990 年 12 月 18 日の理事会において、7 および 23 項を改訂。
5. 1996 年 10 月 17 日の理事会において、20 項を 6 月から 4 月に改定。
6. 2000 年 1 月 21 日の理事会において、2 項の「担当理事1名」の1名を削除。16 項の委員の任期は「各委員会で規定するものとする」となっているが「原則として 2 年とする」に改定。
また、同様に 19 項の委員長および副委員長・顧問の任期は「1年とする」を「2 年とする」に改定。
7. 第 4 項は 2015 年度新規（再任も含め）委員から適用するとし、現職の委員については任期満了まで交代等の措置はとらない。
8. 2015 年 5 月 14 日の理事会において、4 項に「委員は原則として会員であることとする。」を追加
9. 2018 年 10 月 17 日の理事会において、20 項交代時期を原則 4 月から原則 7～8 月に変更。
23 項に活動への指導・助言を追加。